	•	令和3年度	第2回	岐阜県内水面漁場管理委員会	議事録
1.	開催日時				
	令和3年	10月12日	1 (火)	13:00~15:00	
2.	開催場所				
	水産会館	2階 第3	会議室		
3.	出席者				
	委員の定数	数 13名			
	出席委員	12名			
4.	議事事項				
	議第8号	遊漁規貝	リの一部 変	変更について	
	報告事項				
	<ul><li>前回の質</li></ul>	質問に対する	報告につ	ついて 	
	・漁場計画	画の樹立に つ	ついて		
5.	議事の経済				
	別添のと	おり			

# 会 議 録

発 言 者	発言内容					
開会						
事 務 局	本委員会定数13名中12名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委					
	員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報					
	告。					
会 長	議事録署名者を依頼。					

## 【議第8号】遊漁規則の一部変更について

# 事 務 局

漁業法第170条第4項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたもの。遊漁規則の変更については、漁業法第170条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと」及び「遊漁料金の額が増殖及び管理の費用に比して妥当なものであること」が認可要件。

申請漁業協同組合は、根尾川筋漁業協同組合

- ○游漁規則の変更内容
- ·漁業権番号内共第8号(根尾川筋漁業協同組合)

# 【変更内容】

特定釣り漁場の開設

場所:谷汲山大橋下流端下流40mから下流300mまでの根尾川

右岸側派川

魚種:あまご及びにじます

期間:あまご 2月1日から9月30日まで

にじます 1月1日から12月31日まで

(共に組合が定めて公示する期間)

料金: あまご 大人3500円/日(2300円/半日)

中高生1800円/日(1100円/半日)

小学生以下1000円/日(600円/半日)

にじます 大人3000円/日(2000円/半日)

中高生1500円/日(900円/半日)

小学生以下800円/日(500円/半日)

## 【変更理由】

当該漁場は遊漁者の利用度が低いため、漁場の有効活用を図るととも に、水産振興、地域振興に資する目的で、特定釣り漁場を開設する。

# 【妥当性】

行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するも のではない。

「意見及び異議なし」で答申することを決定。

# (答申文案)

岐漁管委第5号 令和3年10月12日 岐阜県知事 古田 肇 様 岐阜県内水面漁場管理委員会 会長 酒向 貞夫

第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更について(答申)

令和3年9月2日付け里川第224号で諮問のありました標記については、意見及び 異議はありません。

# 【報告事項1】前回の質問に対する報告について

# 事務局 令和3年7月16日開催の第1回漁場管理委員会において「ガリ漁におけるワイヤー糸の使用について」委員から調査指示を受けていたため報告を行うもの。

○経緯

ガリのワイヤー糸の使用は、仕掛けが川に長期間残り危険。県下のワイヤー糸の使用状況及び危険性を把握するため、調査を実施。

○調査方法

県下の河川漁協、全33組合にアンケート調査を実施。

○回答

ワイヤー糸の使用者がいる:4組合

ワイヤー糸を制限又は問題視している:4組合

○結果

県下全体で見るとワイヤー糸の使用者は少なく、制限又は問題視している漁協も僅かである。

# 【報告事項2】漁場計画の樹立について

事 務 局	県下で第1種区画漁業権を持つ河合漁業生産組合(内区31第1号)
	が漁業権を継承者に継承する意向を示す。
	区画漁業権を免許する際は、漁業法に基づく手順を踏み、漁場計画の
	変更案及び免許の申請について当委員会へ諮問する必要がある。それに
	伴い、臨時で当委員会を開く可能性があるため、ご承知いただきたい。
委 員	区画漁業権を免許する際の手順では、海区漁業調整委員会へ諮るとある
	が、岐阜県の場合は内水面漁場管理委員会に準用するということか。
事 務 局	そういうことです。
委 員	継承者は特定外来生物である河ふぐ(アメリカナマズ)も飼育していく
	つもりか。
事 務 局	飛騨市の特産品ということもあり、市や事業継承者の意向によっては飼

	育される可能性は十分にある。飼養許可をとっていれば法律上は飼育に 問題はない。
閉会	
事 務 局	会長が挨拶し、閉会を宣言。